

○桜井宇陀広域連合表彰条例施行規則

〔平成9年3月31日
規 則 第 7 号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、桜井宇陀広域連合表彰条例（平成9年3月桜井宇陀広域連合条例第4号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(表彰審査会)

第2条 条例第6条の規定による審査会は、審査員若干名をもって組織する。

2 審査会の長は、広域連合長（以下「連合長」という。）をもってこれをあて、審査員は、職員の中から連合長が指名する。

(内申)

第3条 事務局長及び総務課長は、条例第2条各号の一に該当する者があると認めるときは、表彰該当者内申書（様式第1号）を連合長に提出しなければならない。

2 事務局長及び総務課長は、前項に定める者のうち、緊急に表彰する必要がある者については、前項の規定にかかわらず、その理由を付して直ちに内申しなければならない。

(表彰録)

第4条 条例第7条に規定する表彰録は、様式第2号による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

表 彰 該 当 者 内 申 書

条例第 条第 項該当者

住 所

氏 名

生年月日

内申事由

年 月 日

内申者名

印

様式第2号（第4条関係）

表彰事項			
住 所			
氏 名			
生年月日	年 月 日生	表彰年月日	年 月 日
備 考			